平成 17 年 3 月 1 日 告示第 4 号

(目的)

第1条 この告示は、安全で良好な地域環境の確保を図るため、無 秩序な開発を防止し、町土の秩序ある発展に資することを目的とす る。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該 各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 開発区域 開発行為に係る一団の土地の区画をいう。

(指導方針)

第3条 町長は、開発行為が自然及び生活環境の保全、歴史的風土の保全、農林産業の振興、町土の保全等と調和が保たれるよう指導するものとする。

(開発行為の了承)

第4条 開発区域の面積が1,500平方メートル以上の土地について開発行為をしようとする者は、事業計画を定めて、町長に協議し、その了承を得なければならない。

第 5 条 前条に規定する事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 開発区域の位置、地目及び面積
- (2) 開発区域内の土地の用途
- (3) 開発区域内の建築物その他の施設の用途及び規模
- (4) 工事の設計
- (5) 工事の着手年月日及び完了年月日

第6条 町長は、第4条の規定による協議があったときは、次条に 定める基準に従い審査し、了承の可否を決定する。

2 前項の規定による決定をしたときは、その結果を協議した者に通知する。この場合において、了承できない旨を通知するときは、その理由を付するものとする。

(審査基準)

第7条 町長は、第4条の規定による協議があった場合、開発行為が、次に掲げる基準に適合しないと認めるときは、原則として了承 しないものとする。

- (1) 開発区域の土地の利用目的が、国土利用計画法(昭和 49 年法律第92 号)に基づく土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に 適合していること。
- (2) 開発区域の土地の利用目的が、周辺地域の自然環境と調和し、道路、排水路、河川その他の公共施設の能力に適合していること。
- (3) 中規模レクリエーション施設にあっては、開発区域内の形状をできる限り現状のまま残すことにより、自然林地が 40 パーセント(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)に基づく鳥獣保護区において設置する場合にあっては 50 パーセント、別荘地を造成する場合にあっては 60 パーセント)以上確保されていること。
- (4) 開発区域内の道路、公園、緑地その他の公共施設又は公益的施設 は、安全で良好な地域環境が確保されるような構造及び規模で適当 に配置されていること。
- (5) 排水路その他の排水施設は、開発区域及びその周辺地域に溢^{いっ}水、汚水等による被害を生じないよう配慮されていること。
- (6) 崖崩れ又は土砂の流出による災害が生じないよう配慮されていること。
- (7) 開発区域において必要とする水は、周辺地域に支障なく確保されるものであること。
- (8) 開発行為をしようとする者に、当該開発行為を行うために必要な 資力及び信用があること。
- (9) 開発区域における土地の全部について、所有権その他土地を利用 する権利を取得していること。
- 2 前項各号に掲げる基準の適用その他必要な技術的細目は、石川県土地対策指導要綱(昭和 48 年石川県告示第 201 号)及び石川県土採取指導要綱(昭和 49 年石川県告示第 235 号)に準ずる。
- 3 次に掲げる区域においては、土地の形質の変更を行わないものとする。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。
- (1) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農用地区域
- (2) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づく国定公園の特別地域
- (3) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく保安林及び保安施設地 区

- (4) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)に基づく史跡名勝天然記 念物の指定地域
- (5) 建築基準法(昭和 25年法律第 201号)に基づく災害危険区域
- (6) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づく地すべり防止 区域
- (7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律 第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域
- (8) 砂防法(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地
- (9) 前各号に掲げるもののほか、優良な農地及び林野で町長が特に必要と認めたもの

(原因者負担)

第8条 開発行為により必要の生じた道路、河川、防災施設その他の公共事業に関する工事又は維持の費用については、その必要の生じた限度において開発行為をする者に負担させるものとする。

(開発協定の締結)

第9条 第6条第1項及び第2項の規定による了承がなされたときは、当該開発行為をしようとする者は、町長と開発協定(石川県土地対策指導要綱開発協定に準ずる)を書面により締結しなければならない。

- 2 前項に規定する開発協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 開発行為を行う土地の用途及び処分に関すること。
- (2) 開発行為に係る工事の時期及び期間に関すること。
- (3) 公害及び災害を防止するための処置に関すること。
- (4) 地域環境保全のために開発を保留すべき土地に関すること。
- (5) 文化財の保護に関すること。
- (6) 公共施設の設置計画並びにこれらの施設の帰属及び維持管理に 関すること。
- (7) 公益的施設の整備に関すること。
- (8) 開発協定の履行の保証及び不履行の場合の制裁に関すること。 (工事着手の届出)

第 10 条 第 6 条第 1 項の規定による開発行為の了承を得た者(以下「開発行為者」という。)は、当該開発行為に関する工事に着手しようとするときには、町長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第 11 条 開発行為者は、工事着手と同時に、当該開発区域内に開発 行為に関する標識を設置しなければならない。 (事故等の報告)

第 12 条 開発行為者は、当該開発行為の施行により災害又は事故が発生したときは、直ちに、その旨を町長に届け出なければならない。 (開発行為の変更)

第 13 条 第 4 条及び第 6 条の規定は、第 5 条の事業計画を変更する場合に準用する。

(開発行為の中止又は廃止)

第 14 条 開発行為者は、当該開発行為を 2 月以上中止し、又は廃止 しようとするときは、その理由を付して、町長に届け出なければな らない。

2 前項の開発行為を中止し、又は廃止しようとするときは、その中止 又は廃止によって災害が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、 自然環境の復元に留意しなければならない。

(工事完了の届出)

第 15 条 開発行為者は、当該開発行為に関する工事を完了したときは、2 週間以内に町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、了承した開発行為の内容に照らし審査するものとし、その結果、当該工事が了承した開発行為の内容に適合していると認めるときは、その工事の完了確認書を開発行為者に交付するものとする。

(町長の指導監督)

第 16 条 開発行為者は、1 月、4 月、7 月及び 10 月のそれぞれ 15 日までに、前 3 月分の開発行為に関する工事の施行状況を、町長に報告しなければならない。

2 町長は、必要があると認めるときは、開発行為者に対し報告若しく は資料の提出を求め、又は工事の状況を調査し、必要な勧告又は助 言をすることができるものとする。

(適用除外)

第 17 条 この告示の規定は、次に掲げる開発行為については適用しない。

- (1) 国、地方公共団体、都市基盤整備公団、日本道路公団、住宅供給 公社、土地開発公社、宅地開発公社その他町長が指定するものが行 う開発行為
- (2) 学校、病院、社会福祉施設その他公益上必要な施設の用に供する 目的で行う開発行為

- (3) 農林業を営む者が参加する団体が、国又は地方公共団体から補助金を受けて行う農林業振興のための開発行為
- (4) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)その他災害の防止を目 的とする法令による許可、認可等を受けて行う災害防止のための開 発行為
- (5) 砂利、岩石又は土の採取を目的として行う開発行為
- (6) 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
- (7) 通常の管理行為である開発行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める開発行為(町の行政措置)

第 18 条 町長は、この告示に違反した者に対し、必要に応じて、次に掲げる措置を採ることができるものとする。

- (1) 開発行為に係る便宜供与を一切行わないこと。
- (2) 開発行為に係る公共事業の施行を一切行わないこと。
- (3) 水道、電気等の供給事業者に対し、水、電気等の供給をしない旨の要請すること。
- (4) 違反者名及び違反の事実を公表すること。
- (5) 関係官庁等に対し、同様の措置をとるよう要請すること。

附 則

この告示は、平成17年3月1日から施行する。